

第5号様式（第7条）

特定都市施設整備基準適合項目一覧表（共同住宅等用、11戸以上～2,000㎡未満のもの）

1 所在地	
2 名称	

1 多数の者が利用するもの(特定経路等を含む)

整備項目	チェック		整備内容	緩和措置
	遵	努		
(遵)遵守基準 (努)努力基準 多数の者が利用するもの(特定経路等を含む)				
廊下等			1 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	
階段		—	1 段がある部分に、手すりの設置	
			2 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	
			3 踏面の端部とその周囲とを色の明度、色相又は彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能	
			4 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造	
			5 主たる階段は回り階段でないこと	1
			6 階段の1以上は、次に掲げるもの	
		—	① 踊場に、手すりの設置	2
			② けあげ18cm以下、踏面26cm以上、それぞれ一定とする	2
		③ 階段の幅 120cm以上(手すりの幅は10cmを限度としてないものとみなす。)	2	

2 特定経路等に追加される基準

整備項目	チェック		整備内容	緩和措置
	遵	努		
(遵)遵守基準 (努)努力基準 多数の者が利用するもの(特定経路等に追加される基準)				
特定経路			1 特定経路等上には、階段又は段を設けない ⇒ 傾斜路、EVその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。	
出入口		—	1 幅（開放時有効）80cm以上	
			2 戸は自動的に開閉する他車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	
廊下等		—	1 幅 120cm以上	
		—	2 50m以内ごとに車椅子の転回に支障のない構造	
			3 戸は自動的に開閉する他車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	

3 努力基準で上乘せされる整備基準(多数の者が利用するもの)

整備項目	チェック		整備内容	緩和措置
	遵	努		
出入口	—		1 屋外へ通ずる出入口の幅 85cm以上	
	—		2 戸は自動的に開閉する他車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	
廊下等	—		1 階段の上下端に近接する部分に点状ブロック等(※)を敷設	
階段	—		1 踊場を含め、手すりの設置	
	—		2 段の上下端に近接する踊場の部分に点状ブロック等(※)を敷設	3
	—		3 階段のうち1以上は、以下に定めるもの	
	—		① 踊場を含め、両側に手すりの設置	2

4 努力基準で上乘せされる整備基準(特定経路等に追加される基準)

整備項目	チェック		整備内容	緩和措置
	遵	努		
出入口	—		1 幅は、85cm以上(特定経路等上の直接地上へ通ずる出入口・EVの籠・昇降機の出入口を除く。)	4
	—		2 直接地上へ通ずる出入口 幅100cm	5
廊下等	—		1 幅 140cm以上	6

※ ブロック等で点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との明度、色相又は彩度の差が大きいことで容易に識別可能なもの

緩和措置

- 1 回り階段以外の空間確保困難であるときを除く
- 2 高齢者・障害者等利用階段を除き、移動等円滑化経路構成のEV・乗降ロビー併設設置の場合は適用外
- 3 踊場が直進の250cm以下の場合
- 4 構造上やむを得ない場合は、80cm以上とすることができる。
- 5 構造上やむを得ない場合は、85cm以上とすることができる。
- 6 構造上やむを得ない場合は、120cm以上(50m以内ごとに車椅子の転回できる構造)